

第11分科会

問題提起

自治を育み、主権者・住民の声が生きる自治体をつくる

はじめに

第11分科会は「自治を育み、主権者・住民の声が生きる自治体をつくる」をテーマに開催します。

これからの住民自治を育むためには何が必要か、住民、議員、自治体職員、自治体首長は、それぞれどんな役割を担い、どうつながっていけばよいか。参加者のみなさんの思いや意見を出し合い、これからの住民自治についていっしょに考えましょう。

1. 住民は、主権者と位置づけられているか

日本国憲法92条が定める「地方自治の本旨」は、住民自治に基づく団体自治を意味しており、住民は主権者として位置づけられています。ところが、国が現在進めている「自治体戦略」に関わる方針では、住民をもっぱら「サービスの享受者」「消費者」「納税者」と位置づけています。住民は個人個人で行政から必要なサービスを受けられれば良いという考えが前面に立ち、住民を生活圏である地域を基盤とした自治の担い手、主権者であるという考え方はしていません。

また日本維新の会は、住民を選挙の「投票者」としかとらえていません。大阪では維新の会公認で当選した首長が「民意で選ばれた自分のいうことがすべて民意だ」という理屈で、住民の声を聞かず独断で行政を進めています。

住民を憲法に基づく「主権者」として、自治体においてどう位置づけていくのが問われています。

2. 住民自治の課題 ～議会、行政への参画、コミュニティ、社会教育

住民の地方自治への参加は十分に行われているとは言えません。地方議会においては女性や若者の議員が圧倒的に少なく、地域の多様な住民の意見が議会に反映されない自治体が数多くあります。日本のジェンダーギャップ指数は世界156カ国中118位と国際的にも大きく立ち遅れており、国政と地方政治における女性の議員数は男性と比べて圧倒的に少ない状態です。地方議員の成り手不足が問題とされていますが、低い報酬、平日だけの開会など、若者や女性が立候補しにくい環境を抜本的に変えることなしには住民代表で構成する議会の役割を發揮することはできません。女性、若者が積極的に立候補でき、議会でも活躍できる環境を整えることが必要です。選挙

権が18歳から行使できるようになっており、青少年の時期から自治を育む取り組みを進めていくことが求められます。

一方で、政治や自治体行政のことは「行政や議会におまかせ」と考え、選挙の投票に行かない住民も少なくありません。自治体の意思決定を行うことについて、主権者である住民が「我が事」としてとらえ、意思決定にどう関わるのか、選挙への投票、行政への参画のあり方についても検討が必要です。

地域のコミュニティが崩壊してつながりが失われ、住民が孤立している地域もあります。地域におけるコミュニティを再生し、住民の自治力をどのように育てていくのが重要な課題になっています。既存の自治会や町内会に加え、NP Oなど多様な住民の自主的組織を含め、自治の担い手をどのように形成していくのかも重要な課題です。社会教育の充実など、住民が学習して民主的に討論ができる場をつくり、自治を育む取り組みをそれぞれの地域で進めるためには何が必要なのかを考えましょう。

3. 自治体職員は、住民自治とどう向き合うか

「全体の奉仕者」の役割を担う自治体職員は、住民の権利を守り「住民福祉の増進」を図る役割を担っています。しかし、自治体職員は人員不足、長時間過重労働で住民の声に耳を傾けるゆとりが失われています。地域の課題を解決させようとする前に「課題に向き合うこと自体が困難だ」という職員も少なくありません。国からおろされる通知ばかりに目を向けて仕事をしていることもあります。窓口業務の民間委託やオンライン申請の拡大、住民からの問い合わせにAIが自動的に対応するAIチャットボットの導入などにより、自治体職員が住民と直接に接する場が失われようとしています。

また自治体の職場では、職員が住民を「お客さん」と呼ぶことが慣例化しているところが少なくなく、職員が民間企業社員と同様の目線で住民を「顧客」としてとらえる傾向があります。一方で、生活保護の受給者や国保料金・税金の未払い者について、生活に困窮する住民も含めて一律に「納税者の公平を阻害する」ととらえて敵視する傾向があります。最近では、住民を行政から遠ざけようとする動きも表れています。行政にモノを言う住民を一括りに「クレイマー」ととらえ、「自治体職員の力

スタマーハラスメント対策」の名のもとに、「窓口で30分以上もめたら直ちに警察を呼ぶ」「住民説明会は住民の同意を得る必要はなく、一方的に打ち切ってもよい」など、住民の正当な要求を抑え込もうとする対応がされようとしています。

一方で、自治体労働組合として住民とともに地域の公共を守る取り組みも行われています。浜松市（静岡）では水道の民営化に対して、市職員労働組合と市民が共同して運動を進め、ストップをかけました。吹田市（大阪）では窓口業務の民間委託に対して、市職員労働組合が市民の個人情報保護が脅かされてサービスが低下するなど問題を住民に伝え、住民と共に学習と運動を進めて委託をやめさせました。自治体職員は行政の専門家として、住民自治を育むための役割をどのように発揮するのかを考えましょう。

4. 住民自治を育む新しい動きと展望

新しい住民自治の息吹が全国の各地で芽生え始めています。この分科会では各地の先進的、特徴的な取り組みについてレポート報告をして頂きます。女性の政治参加について、日進市議会（愛知）は今年の選挙で半数が女性議員になりました。女性の政治参加を促進した運動の経験と教訓を学びましょう。離島でも住民参加の地域振

興の取り組みが進められています。島根県の隠岐の島町における住民参加の農業振興の取り組みから小規模自治体における地域振興の展望をつかみましょう。また自治体職員として地域の自治を育むために、住民とどう向き合うのかについて、阿智村（長野）の公民館運動から学びましょう。

東京・杉並区では2022年、公共施設の統廃合を進める区政を転換しようと区民が立ち上がり、「公共を区民の手に取り戻す」ことを公約にかかげた岸本聡子さんが現職を破って区長に当選しました。区民参加の区政を進め、公共施設の再編方針を見直している岸本区長は、区民の自治を育む取り組みを「ミュニシパリズム」という言葉で表しています。「ミュニシパリズムは、地方自治体を意味する英単語、ミュニシパリティ（municipality）から由来している言葉です。政治参加を選挙による間接民主主義に限定せず、地域に根付いた自治的な民主主義や合意形成を重視する倫理であり、哲学であり、政治運動となります。要するに、地域のみんなで、選挙以外の場でも主体的に政治参加していこうよという実践ですね」と語っています。

自治を育み、主権者・住民の声が生きる自治体をつくるために、参加者のみなさんが地域、職場に持ち帰って生かせるものを掴んでいきましょう。